

生活福祉資金特例貸付 借受人 各位

三重県生活福祉資金センター

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「生活福祉資金特例貸付」に関する 次年度以降非課税免除についてのご案内の内容修正について

見出しの件について、令和7年6月20日付で送付させていただきました事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活福祉資金特例貸付に関する次年度以降非課税免除についてのご案内」において、添付の説明資料の下記の点に誤りがございましたので、修正させていただきます。

ご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

記

◆ 修正箇所

説明資料（ホッチキス留めされた全4ページの資料） P. 1

- 令和7年度（令和6年1月～12月の所得が対象）の住民税が非課税の場合、次年度以降非課税免除の対象貸付金

＜修正前＞レイアウト都合により、説明資料とは改行位置が変わっています。

資金 (資金コード)	貸付上限額と 償還期間	償還開始日	判定年度	令和7年度 次年度以降非課税免除 対 象 外
緊急小口資金 (KA)	上限額：20万円 償還期間：最長24ヵ月	令和4年3月31日までの 受付分 令和5年1月から償還開始	令和3・4年度	※償還計画、令和8年の償還 開始月以降も残高を有する場合 を除く（滞納額ではありません）
		令和4年4月1日以降の 受付分 令和6年1月から償還開始	令和5年度	対 象

＜修正後＞

資金 (資金コード)	貸付上限額と 償還期間	償還開始日	判定年度	令和7年度 次年度以降非課税免除 対 象 外
緊急小口資金 (KA)	上限額：20万円 償還期間：最長24ヵ月	令和4年3月31日までの 受付分 令和5年1月から償還開始	令和3・4年度	※償還計画、令和8年の償還 開始月以降も残高を有する場合 を除く（滞納額ではありません）
		令和4年4月1日以降の 受付分 令和6年1月から償還開始	令和5年度	対 象 外 ※償還計画、令和8年の償還 開始月以降も残高を有する場合 を除く（滞納額ではありません）

以上